

## 「予約保証制度」を創設いたしました

当協会では、中小企業の方、特に小口零細企業の方の緊急的な資金需要に応えることを目的とした「予約保証制度」を創設いたしましたので、ご案内いたします。

### 【制度概要】

	予約保証（一般）	予約保証（小口零細企業保証併用）
貸付限度額	20,000千円	左記のうち5,000千円まで
信用保証料率	年0.60%～年1.90% ※1 予約時の信用力に対応した保証料率より1区分高い料率を適用します。 ※2 「中小企業の会計に関する指針」に準拠して財務諸表を作成している法人の場合は0.10%引き下げます。 ※3 担保の提供がある場合は0.10%引き下げます。	年0.60%～年2.10%
保証期間	5年以内	10年以内
予約期間	365日（信用保証書の有効期間）	
担保	必要に応じ徴求させていただきます	原則として無担保です。
保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要です。	
対象資金	事業資金 ※旧債決済資金は対象となりません。	
貸付利率	金融機関所定の利率	
返済方法	原則均等分割返済	
資格要件	同一事業の業歴が3年以上、かつ申込金融機関との与信取引が1年以上ある方 《但し、以下のいずれかに該当する方は対象外》 ・ 保証料率区分「①」に該当する方 ・ 個人で税務申告に貸借対照表の添付がない方 ・ 事業開始初年度のため、決算書を作成していない方（第一期決算期未到来。法人成り、事業継承等の場合を含みます。） ・ 連帯債務を負担する方	
貸付中止事由	信用保証書発行後、貸付実行までの間に、以下のいずれかの事由が生じた場合は貸付を中止いたします。 ・ 申込人が、新潟県内において事業を行わないこととなったとき。 ・ 申込人に対する債権について、延滞もしくは事故報告書の提出事由が生じたとき。 ・ 信用状況の著しい悪化等により、申込金融機関が貸付を行うにつき適当でないと判断し、信用保証協会に対して申入れをしたとき。 ・ 信用保証協会が金融機関に対して申入れをしたとき。	
責任共有制度	対象	対象外（100%保証）

詳しい内容につきましては当協会の本・支店までお問い合わせください。